

山梨県弓道連盟規約

昭和38年	11月10日	制定
昭和51年	4月1日	改正
昭和52年	4月1日	改正
昭和54年	3月25日	改正
昭和55年	3月23日	改正
昭和58年	3月27日	改正
昭和62年	3月29日	改正
平成元年	3月26日	改正
平成15年	3月16日	改正
平成18年	3月19日	改正
平成19年	3月18日	改正
平成20年	3月23日	改正
平成21年	3月22日	改正
平成26年	3月16日	改正
平成27年	3月25日	改正
平成28年	3月13日	改正
令和2年	3月22日	改正
令和3年	3月21日	改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、山梨県弓道連盟（以下「連盟」という）と称する。

(事務所)

第2条 連盟の事務所は、理事長宅におく。ただし、場合により会長指定の場所におくことができる。。

(目的)

第3条 連盟は、弓道の普及振興に努め、県民の体位の向上と人格、徳操の涵養に資すると共に会員相互の親睦を図り、もって社会文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 弓道の普及振興策の樹立と推進
- (2) 弓道の振興のための競技会、講習会、研修会等の開催
- (3) 級・段位審査会の開催
- (4) 弓道の普及のため県スポーツ協会等関係団体との連携
- (5) 関係弓道団体との連携・交流
- (6) その他、連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

(会員)

第5条 連盟は、連盟の趣旨に賛同し加盟の申し込みをした者をもって組織する。

- 2 連盟への加入は、第6条に定める支部を経由して会費を添え申し込むものとする。
- 3 連盟から脱退するときは、支部を経由して申し出をするものとする。
- 4 連盟に、名誉会員をおくことができる。

(支部)

第6条 連盟は、行政・スポーツ協会との連携の必要から、市町村毎に行政単位の支部、またはこれに準ずる弓道団体に支部をおく。

- 2 県内の大学・短大・専門学校等（以下「大学等」という）に前項の支部に準ずる大学等支部をおく。
- 3 県内の高等学校・中学校に在学する者は、山梨県高等学校体育連盟弓道専門部（以下「高体連」という）または、山梨県小中学校体育連盟弓道専門部（以下「中体連」という）の一括加入とする。
- 4 大学生等は、本人の希望により第1項の支部に所属することができる。また、高校生及び中学生についても特別の事情がある場合に限り、第1項の支部に所属することができる。

(専門部)

第7条 連盟に、専門部をおく。専門部規定は別に定める。

(加盟団体)

第8条 連盟は、公益財団法人 全日本弓道連盟に加入する。

- 2 連盟は、公益財団法人 山梨県スポーツ協会に加入する。

第3章 役 員

(役員)

第9条 連盟に次の役員をおく。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 3 名 |
| (3) 理 事 長 | 1 名 |
| (4) 理 事 | 若干名 |
| (5) 専 門 部 長 | 若干名 |
| (6) 専門部副部長 | 若干名 |
| (7) 監 事 | 2 名 |

- 2 第6条第1項の支部に支部長をおく。

(役員を選出)

第10条 会長、副会長、理事長、理事（担当専門部を含む）及び監事は、総会において選出する。

ただし、必要に応じ会長推薦の理事をおくことができる。

- 2 会長推薦の理事が選出されたときは、選出後最初の評議員会に報告しなければならない。
- 3 専門部長は、理事が兼務する。
- 4 専門部副部長は、会長の推薦を受けて、理事会で選出する。

5 支部長は、支部において選出する。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命により会務の執行にあたる。 (副理事長)
- (4) 理事は、理事会を構成し、業務の運営にあたる。
- (5) 専門部長および専門副部長は、担当業務の執行にあたる。
- (6) 監事は、会計の監査を行い、その結果を理事会および総会に報告する。
- (7) 支部長は、支部を統括する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が選出されるまでその職務を遂行する。
- 4 支部長の任期等は、支部で定める。

(名誉会長、顧問)

第13条 連盟に、名誉会長および顧問をおくことができる。

- 2 名誉会長および顧問は、会長が推薦し、評議員会の承認をうける。
- 3 名誉会長および顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会議)

第14条 連盟は、次の会議を行う。

- (1) 総会
 - (2) 評議員会
 - (3) 理事会
 - (4) 顧問会
- 2 前項の会議は、すべて構成員の過半数以上の出席をもって成立し、議決は出席構成員の過半数で決定する。賛否同数のときは、議長の決によるものとする。

(総会)

第15条 総会は、代議員で構成し、毎年3月に会長が招集する。

- 2 総会は、評議員会または会員の3分の1以上から要求があったときは、会長は早急に臨時総会を開かなければならない。

(総会の審議事項)

第16条 次の事項は、総会で決めなければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員の選出
- (3) 事業計画と予算および決算
- (4) 会費の決定

(5) その他重要な事項

(代議員)

第 17 条 代議員は、支部員を代表し、総会に出席して議案を審議し議決する。

2 代議員が出席できないときは、他の会員に委任することができる。

(代議員の選出)

第 18 条 代議員は、次により選出する。

- (1) 代議員は、各支部において公正に選出しなければならない。
- (2) 代議員は、各支部から会員 10 名につき 1 名の割合で選出する。ただし、会員 10 名未満の支部においては 1 名とする。
- (3) 代議員選出の基礎となる会員数は、総会開催の 2 ヶ月前の会員数とする。ただし、支部所属の高校生及び中学生を除いた会員数とする。

(評議員会)

第 19 条 評議員会は、年 2 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

2 評議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の委任を受けた事項
- (2) 規約に付随する要項等の細則の改廃
- (3) 任期中途の役員の補充の承認
- (4) 予算の補正
- (5) 事業遂行上の必要事項
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(評議員)

第 20 条 評議員は、評議員会に出席して議案を審議し議決する。

2 評議員が出席できないときは、他の会員に委任することができる。

(評議員の選出)

第 21 条 評議員は、次により選出する。

- (1) 評議員は、各支部長とする。ただし、会員 30 名以上の支部は、そのほかに 1 名を選出する。
- (2) 評議員選出の基礎となる会員数は、前年度末の会員数とする。ただし、支部所属の高校生および中学生を除いた会員数とする。

(理事会)

第 22 条 理事会は、正副会長および理事で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会及び評議員会に提出する議案の作成
- (2) 総会及び評議員会の委任を受けた事項
- (3) 連盟の運営および事業の遂行に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(顧問会)

第 23 条 顧問会は、名誉会長、顧問で構成し、会長が必要と認めたときに開くことができる。

2 顧問会は、会長の諮問を受けて審議し答申する。

第5章 会 計

第24条 連盟の経費は、会費、事業収入、補助金、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第25条 会費は、総会において決定し、中途入会者以外は4月中に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず80歳以上の者の会費は免除する。

3 会長が必要と認めたときは、評議員会にはかり臨時に会費を徴収することができる。

4 納入した会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会計年度)

第26条 連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(会計監査)

第27条 会計監査は、監事が毎年1回以上監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

第6章 表彰・除名

(表彰)

第28条 連盟の発展に著しく貢献した者、または名誉を高める功績があった者は、理事会で審議し表彰する事ができる。

(除名)

第29条 次に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

(1) 連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったとき

第7章 雑 則

(慶弔)

第30条 慶弔については、その都度会長が定める。

(行事への参加制限)

第31条 連盟の主催する行事には、原則として会員以外の者の参加は認めない。

2 高校生および中学生は、要項で認められる場合のみ参加できる。

(細則等)

第32条 本規約の施行に関する内規等の細則は評議員会の決議により定める。

(規約の変更)

第33条 本規約は、総会の決議を得なければ変更できない。

第8章 附則

第34条 本規約は、昭和38年11月10日より施行する。

第35条 本規約は、昭和51年 4月 1日より施行する。

第36条 本規約は、昭和52年 4月 1日より施行する。

第37条 本規約は、昭和54年 3月25日より施行する。

第38条 本規約は、昭和55年 3月23日より施行する。

第39条 本規約は、昭和58年 3月27日より施行する。

第40条 本規約は、昭和62年 3月29日より施行する。

- 第41条 本規約は、平成元年 3月26日より施行する。
- 第42条 本規約は、平成15年 3月16日より施行する。
- 第43条 本規約は、平成18年 3月19日より施行する。
- 第44条 本規約は、平成19年 3月18日より施行する。
- 第45条 本規約は、平成20年 3月23日より施行する。
- 第46条 本規約は、平成21年 3月22日より施行する。
- 第47条 本規約は、平成26年 3月16日より施行する。
- 第48条 本規約は、平成27年 3月25日より施行する。
- 第49条 本規約は、平成28年 3月13日より施行する。
- 第50条 本規約は、令和2年 3月22日より施行する。
- 第51条 本規約は、令和3年 3月21日より施行する。

内規 第1号 山梨県弓道連盟会費に関する事項

規約第25条に定める会費の額は、段位割＋称号割の方式とする。

称号割	金 額 (円)
範 士	4, 0 0 0
教 士	4, 0 0 0
錬 士	3, 0 0 0

段 位 割	金 額 (円)
八段・九段	8, 0 0 0
七段	7, 0 0 0
六段	6, 0 0 0
五段	5, 0 0 0
四段	4, 0 0 0
参段	3, 0 0 0
式段以下	2, 0 0 0

- ただし（１）支部所属の大学生等は、上記段位別会費とする。
- （２）支部所属の高校生・中学生は、500円とする。
- （３）大学支部所属の大学生等は、500円とする。
- （４）4月1日現在で80歳以上の者は、会費を免除する。

内規 第2号 表彰等に関する要項

規約第28条に定める表彰等は、次のとおりとする。

- 1 県単位以上の被表彰者については、理事会で候補者を検討し、当該者の所属支部長の意向を聴取した上で理事会で決定し、総会で表彰する。
- 2 次の場合は、毎年初射会に並行して祝賀射会を催し祝意を表するとともに、記念品を贈り併せて会員に広く周知披露する。
 - （１）叙勲を受けたとき
 - （２）称号を拝受したとき

(3) 六段以上に昇段したとき

(4) 国、県またはこれに準ずる団体から、弓道に関する表彰を受けたとき

3 次の場合は、総会において表彰状を贈る。

(1) 国民体育大会及び（公益財団法人）全日本弓道連盟等が主催する次の全国規模の競技会において入賞したとき。

- ・全日本弓道大会（京都）
- ・全国大学弓道選抜大会
- ・全国高等学校総合体育大会弓道大会（インターハイ）
- ・全日本教職員弓道選手権大会
- ・全日本男子弓道選手権大会
- ・全日本女子弓道選手権大会
- ・全国健康福祉祭弓道交流大会
- ・全日本弓道遠的選手権大会
- ・明治神宮奉納全国弓道大会
- ・全日本勤労者弓道選手権大会
- ・全国高等学校弓道選抜大会
- ・全日本少年武道錬成大会
- ・全国中学生弓道大会
- ・全国弓道遠的大会（新成人記念大会）
- ・全日本女子弓道大会（東日本の部）
- ・その他 世界規模の大会

(2) 中学生・高校生が顕著な成績を挙げたとき

- ・「功労賞」 各学校につき1名
- ・「優秀選手賞」 関東規模以上の大会で入賞した者
- ・「優秀選手賞」 審査において参段を取得した者
- ・「優秀選手賞」 国民体育大会関東ブロック大会に参加した者

4 次の場合は、総会または評議員会において感謝状を贈る。

(1) 名誉会長、顧問、会長、副会長、理事長を退任したとき

(2) 名誉会員になったとき

(3) 規約第9条の役員に、通算6年以上在任した者。
ただし、贈呈は1回とする。

(4) 国民体育大会に、監督または選手として通算5回以上参加した者
ただし、贈呈は通算5回毎に行う。

5 本要項の適用または起算年は平成1年度とする。

6 支部長および各専門部長等は、本要項に該当する者の情報を入手した場合は、速やかに理事長に通報するものとする。

内規 第3号 慶弔に関する要項

規約第30条に定める慶弔は、次のとおりとする。

- 1 次の場合は、その都度弔意を表すか見舞いをする。
 - (1) 会員が死亡したとき
 - (2) その他、不慮の災害等については、理事会で協議の上執行する。
- 2 支部長は、本要項に該当する者の情報を入手した場合は、速やかに理事長に通報するものとする。

内規 第4号 役員及び名誉会員の選出に関する要項

規約第10条に定める役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 役員選考委員が役員候補者を選考して総会に提案し決定する。
- 2 役員選考委員は、会長が指名し評議員会において決定する。
- 3 役員選考委員は、若干名とし委員会を構成する。
- 4 支部長は、支部委員の意向を受けて、役員候補者を役員選考委員会に推薦することができる。
- 5 役員選考委員会は、支部長推薦の候補者を含め役員候補者を選考し、その経過を理事会、評議員会に報告しなければならない。
- 6 役員候補者選考の留意事項。
 - (1) 副会長のうち1名は、高体連から選出することを考慮する
 - (2) 理事は、連盟運営の必要性に地域性を考慮して選考する。
地域は、峡中、峡北・峡西、峡南、峡東、郡内の5ブロックとする。
 - (3) 理事は、連盟運営に支障のない限り最小限の数とする。

規約第13条に定める名誉会長、顧問の選出は、次のとおりとする。

- 1 名誉会長は、会長経験者もしくは連盟発展に尽力した功績が顕著で人格識見共に名誉会長として相応しい者。
- 2 顧問は、会長または副会長経験者もしくは連盟発展に尽力した功績者で弓道に関する造詣が深く加えて人格識見共に顧問として相応しい者。

規約第5条に定める名誉会員の選出は、次のとおりとする。

- 1 80歳以上の連盟会員であって、弓道に関する造詣が深く加えて人格識見共に他の範たる者で支部長から推薦された者。

内規 第5号 連盟主催行事への参加制限

規約第30条に定める連盟主催行事への参加制限は、次のとおりとする。

- 1 連盟が主催する行事については、原則として連盟会員以外の者は参加できない。
ただし、連盟の主管事業については、それぞれの要項による。
- 2 支部所属の大学生等は、一般会員と同様とする。

ただし、県体育祭については、大会要項による。

- 3 大学等支部所属の大学生等は、一般会員と同様とする。

ただし、講習会の参加料は、一般会員と同様とする。

- 4 支部所属の高校生、中学生は次のとおりとする。

(1) 各競技会および講習会への参加は認めない。

(2) 審査受審の場合は、支部長を経由することとする。

- 5 高体連および中体連所属の高校生および中学生については、高体連および中体連と協議して決定する。

内規 第6号 旅費等に関する要項

本連盟が主催もしくは主管する行事（大会、審査、講習会等）のうち、県内において開催される行事に参加する役員等には、以下の基準により旅費等を支給する。

1 支給対象となる役員等

- (1) 大会等の競技役員、並びに審査・講習会の運営役員
- (2) 審査の審査員
- (3) 講習会の講師
- (4) 選手強化部の部長および各種別の監督
- (5) その他、会長が必要と認めた者

2 旅費の支給額

- (1) 行事が開催される市町村に居住する者 …… 1, 000 円
他（笛吹市、中央市、昭和町）
- (2) 郡内・南部町・~~県外~~に居住する者 …… 2, 000 円
- (3) 上記以外の県内に居住する者 …… 1, 500 円
- (4) 県内の審査員および講師は称号・段位に関わらず一律1日2000円を上記（1）～（3）に加える。
- (5) 選手強化部の部長および各種別の監督については上記2—（1）～（3）の適用対象外とし、代わりに原則として一人当たり年間10, 000円を支給する。
- (6) 県内外から派遣・招聘される審査員・講師については、その都度会長と事務局において決定する。

3 その他

- (1) 審査の認許状筆耕者については、当該筆耕者と協議し、筆耕料を支払う。

山梨県弓道連盟 専門部に関する規程

- 1 組織 山梨県弓道連盟規約第7条による専門部として総務部、指導部、審査部、競技部、選手強化部および女子部（平成25年4月1日から休部）の6部をおく。
- 2 役員 各部に部長1名、副部長1名、事務局員若干名、委員若干名をおく。
- 3 任務 部長は部を代表し、その任務の遂行について責任を負い、副部長は部長を補佐する。事務局員、委員は部のそれぞれの任務を分担し、任務を遂行する。

総務部 総務部は次の各号に関する会務を処理する。

- 1 諸会議の準備、その議事録の整理保存
- 2 式典、行事等の準備執行
- 3 県内外文書の発送、受付、その他整理保存
- 4 会計事務、事業遂行に必要な財源および資金調達の立案と運用
- 5 財産および物品の管理
- 6 会報の発行
- 7 本連盟以外が主催する審査事務および称号・段位の推薦事務
- 8 関係他団体との渉外連絡事項
- 9 その他、他部に属さない事項

指導部…指導部は次の各号に関する会務を処理する。

- 1 講習会の開催計画の作成および実施に関すること
- 2 その他、指導普及に関すること

審査部…審査部は次の各号に関する会務を処理する。

- 1 審査会の運営に関すること
- 2 その他、審査に関すること

競技部…競技部は次の各号に関する会務を処理する。

- 1 競技日程の編成、実施要項の作成
- 2 競技会の運営に関すること
- 3 その他、競技に関すること

選手強化部…選手強化部は次の各号に関する会務を処理する。

- 1 国体選手強化計画の作成と実施に関すること
- 2 その他、強化計画の作成と実施に関すること

審査規定

(趣旨)

第1条 この規定は、寄付行為第31条に定める加盟団体（以下「地連」という）の会員（以下「会員」という）に対する称号の授与及び段級の認許ならびにこれらの公正な審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第1章 称号

(称号の授与)

第2条 称号は、研鑽錬磨の実力を備え、且つ功績顕著な会員に対し査定の上授与し、もってその名誉を表彰するものとする。

(称号の階程)

第3条 称号は、範士・教士・錬士の3階程とする。

(称号を受ける資格)

第4条 称号を受ける者は、次に掲げる資格を具備しなければならない。

- 範士 一 徳操高潔、技能円熟、識見高邁にして特に斯界の範たること。
二 教士の称号を有すること。
- 教士 一 人格、技能、識見、共に備わり、弓道指導に必要な学識、教養及び実力を有し、且つ功績顕著なること。
二 錬士の称号を有すること。
- 錬士 一 志操堅実にして弓道指導の実力を有し、且つ精錬の功績顕著なること。
二 五段以上の段位を有すること。

第2章 段級

(段級の認許)

第5条 段級は、審査により弓道修練者に認許し、その研鑽錬磨の実力を評価し、もって斯道の奨励振興に資するものとする。

(段級の階位)

第6条 級位は、五級より一級に至る5段階、段位は、初段より十段に至る10段階とする。

(段・級位の資格基準)

第7条 段・級位を受ける資格の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 五級 弓道修練の初歩的階層にある者。
- 四級 秩序のある指導を受けており、弓矢の扱い方に進歩があると認められる者。
- 三級 射の基本動作及び弓矢の扱い方が整い秩序のある指導の下に修練を経たと認められる者。

- 二級 修練の程度が三級に比して進歩していると認められる者。
- 一級 射の体型（射型）及び体配が概ね適正であると認められる者。
- 初段 射型・体配及び射の運行共に型にかなない、矢所の乱れぬ程度に達した者。
- 式段 射型・体配共に整い、射術の運用に気力充実し、矢所の乱れぬ者。
- 参段 射型定まり、体配落着き、氣息整い、射術の運用が法に従い、矢飛び直く的中やや確実な者。
- 四段 前項の要素に加え氣息正しく、離れ鋭く、的中確実の域に達した者。
- 五段 射型・射術・体配共に法に違って射品現れ、精励の功特に認められる者。
- 六段 技術優秀にして精練の功更に顕著な者。
- 七段 射型・射術・体配自ら備わり、射品高く、練達の域に達した者。
- 八段 技能円熟・射品高雅、射芸の妙を体得した者。
- 九段 弓道の真体に達した者。
- 十段

審査料・登録料

公益財団法人 全日本弓道連盟
施行 平成26年4月1日

段級・称号	審査料	登録料	推薦による登録料	地連協力金
級位	1,030	1,030	—	
初段	2,050	3,100	20,500	510
式段	3,100	4,100	20,500	1,030
参段	4,100	5,100	20,500	2,060
四段	5,100	6,200	20,500	3,090
五段	6,200	10,300	62,000	5,150
六段	7,200	30,900	103,000	10,300
七段	8,200	51,000	155,000	20,600
八段	10,300	72,000	185,000	30,900
九段	—	—	260,000	51,500
十段	—	—	—	—
錬士	6,200	41,000	103,000	15,450
教士	9,300	62,000	185,000	20,600
範士	—	—	260,000	51,500

- (注) 1 審査料は審査をつかさどる団体の収入とし、地連協力金は本連盟の収入とする。
- 2 級位の登録料は地連の収入とする。
- 3 追授する場合は登録料・地連協力金を免除する。
- 4 証書の再交付料は、段位1,030円、称号2,050円（荷造料含む）

※ 査定（審査料1,030円）受審で初段（審査料2,050円）に昇段した場合、初段審査料不足分1,020円と登録料3,100円・地連協力金510円を徴集する。